



セルフ給油取扱所への無通告による夜間査察



佐賀県 佐賀広域消防局

事例類型	I 実効性向上
取組期間	平成23年12月から

背景

顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）が平成10年4月1日から解禁された。それから10年あまり経過した平成23年には、当消防局管内においても29施設のセルフ給油所が営業しており、うち14施設が24時間営業を行っていた。

セルフ給油所においては、監視体制が重要であり、特に夜間営業では、日中以上に注意する必要がある。

当時、この夜間営業において、危険物保安監督者等の立会いの有無並びに従業員の減少等による顧客への指導及び災害等に対する初動対応など、施設側の保安面に対する認識が希薄になっていることが懸念されたことから、利用機会の増加が予想される毎年12月に消防局管内のセルフ給油所を対象とした夜間の一斉査察を実施することとした。

なお、平成30年現在では、消防局管内のセルフ給油所は40施設に増加している。

内容

1. 査察体制について

査察体制については、2名1組を基本として編成し、各消防署で日程を定め、署単位で一斉に検査に入ることとした。実施要領については、夜間でもあることから、施設全体の検査ではなく、保安面（ソフト面）を検査対象とし、次の事項を査察重点項目とした。

●危険物取扱者免状の保有に関する事項	消防法第13条、消防法第13条の2
●危険物保安監督者の選解任に関する事項	消防法第13条、消防法第14条の2、危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第2号
●顧客自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準に関する事項	危険物の規制に関する規則第40条の3の10第1項第3号
●危険物取扱者講習及び再講習に関する事項	消防法第13条の23、危険物の規制に関する規則第58条の14
●製造所等の定期点検に関する事項	消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4、第62条の5の2、第62条の8、佐賀中部広域連合危険物規制規則第11条

また、重点項目に対する違反については、各消防署における処理の統一を図るためフローチャート及び質問事項等のマニュアルを作成した。

以上の項目を主として、平成23年から平成30年まで査察を実施した結果、主な違反内容は次のとおりであった。

①消防法第10条第3項（危険物の規制に関する規則第40条の3の10）違反	制御卓での監視不備（制御卓を解除し自動化していたもの）
②消防法第13条第2項違反	危険物保安監督者選解任未届出
③消防法第13条の23違反	危険物取扱者保安講習未受講
④消防法第14条の3の2（危険物の規制に関する規則第62条の5の2）違反	製造所等定期点検未実施（地下貯蔵タンクの漏れの点検を含む）

2. 違反処理について

制御卓での監視不備（消防法第10条第3項違反）が判明したセルフ給油所の所有者等に対して違反処理基準に基づく一次措置の警告書を交付した。

また、警告したセルフ給油所については、違反是正後の6か月間、追跡指導として抜き打ちの現場調査を行い、繰り返しの違反が無いよう指導した。

3. 県への報告

警告したセルフ給油所の違反対象者である危険物取扱者（保安監督者を含む）について、佐賀中部広域連合火災予防査察等に関する規程に基づき、免状返納命令措置の対象になる違反事案を県知事に報告した。

4. 査察後の対応

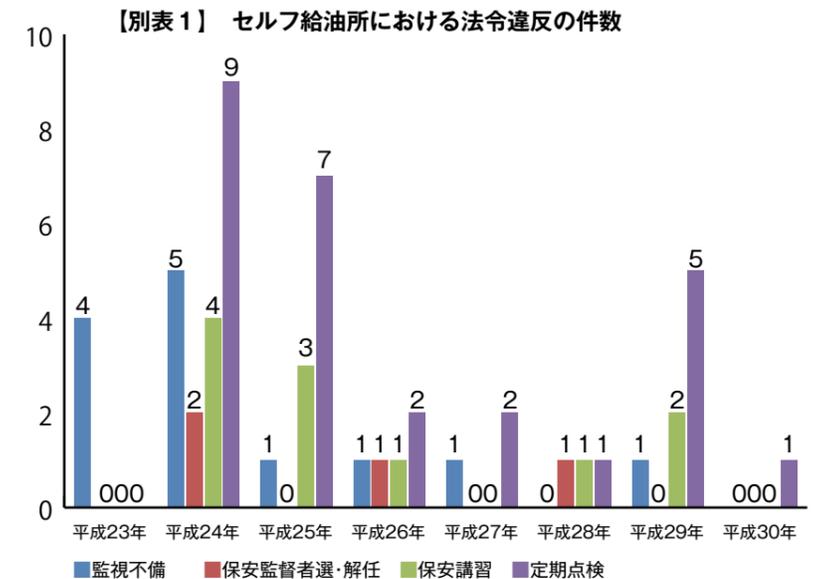
夜間におけるセルフ給油所の査察を実施した中で、所有者等や危険物保安監督者が製造所等の定期点検を未実施のまま営業している施設が多数あったことから、災害防止の観点からも点検の重要性を考慮し、平成25年4月1日から佐賀中部広域連合危険物規制規則を改正し、消防法第14条の3の2に基づき製造所等の定期点検を実施しなければならない製造所等の施設にあっては、その結果について広域連合長に報告するよう改正した。

成果

平成23年から夜間のセルフ給油所の査察を毎年継続して実施したことから、セルフ給油所における法令違反が格段に減少した（別表1参照）。

特に、顧客自らの給油作業等を危険物取扱者が監視しなければならないにもかかわらず、人材不足や業務多忙を理由に制御卓を自動化していた給油所においては、法令遵守の向上が図られた。

また、平成25年4月1日から佐賀中部広域連合危険物規制規則を改正したことにより、施設関係者等のセルフ給油所における取扱いの基準遵守に対する意識が向上し、製造所等の定期点検の実施及び点検記録簿の保存及び結果報告が遂行されるようになった。



特記事項

査察を実施している中で、危険物取扱者の人材不足が浮かび上がっており、従業員の入れ替わりも多く見られる。数か月で、危険物保安監督者をはじめ、従業員がほとんど変わっているセルフ給油所もあることから、今後も継続した法令遵守の指導が必要である。